

第三十八号議案

東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年東京都条例第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三万五千五百円」を「三万五千九百円」に改める。

第四条第一項中「出張した」を「出張し、又は会議に出席した」に改め、同条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

別表中「一万五千五百円」を「一万五千七百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例第四条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

東京都附属機関の構成員の報酬の限度額を改定するほか、費用弁償に係る規定を改める必要がある。